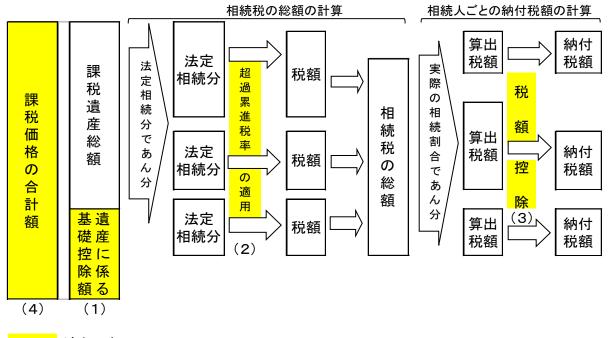
【税務トピックス】

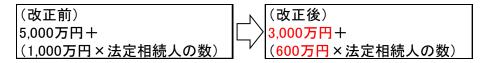
平成27年1月1日から適用される相続税・贈与税の改正内容について紹介します。

1. 相続税



が改正点

(1) 遺産に係る基礎控除額の引き下げ



例) 法定相続人が、配偶者と子2人の場合

3,000 万円+ (600 万円×3人) =4,800 万円 (遺産に係る基礎控除額) ※ 平成 26年 12月 31 日までは、8,000 万円

課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。このため、相続税を納める人が、従来の 1.5 倍まで増えそうです。

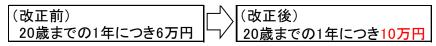
(2) 超過累進税率の適用(最高税率の引き上げ)

各法定相続人の取得金額	(改正前) 税率	$ \rangle$	(改正後) 税率
~1,000万円以下	10%		10%
1,000万円超~3,000万円以下	15%		15%
3,000万円超~5,000万円以下	20%		20%
5,000万円超~1億円以下	30%		30%
1億円超~2億円以下	40%	Ī	40%
2億円超~3億円以下			45%
3億円超~6億円以下	50%		50%
6億円超~	30%		55%

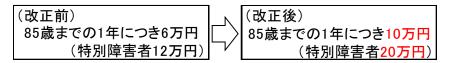
最高税率が50%から55%に引き上げられました。

(3) 税額控除

①未成年者控除の控除額の引き上げ



- 例)相続人が 15 歳の場合 20(歳)-15(歳)=5 10 万円×5=50 万円(未成年者控除額)
- ②障害者控除の控除額の引き上げ



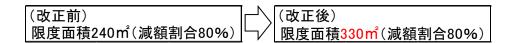
税額控除については、減税のための改正です。

(4) 小規模宅地等の特例

<概要>

相続財産となった宅地等(宅地・借地権)のうちに、被相続人等の事業の用または居住の用に供されていた宅地等がある場合には、限度面積要件までの部分については、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入する金額は、相続税評価額から80%または50%減額した金額とするもの。

①居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積が拡大

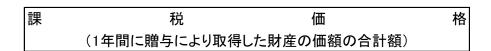


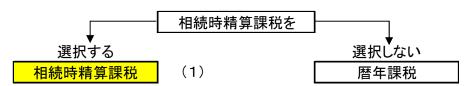
②居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大



貸付事業用宅地等(200 ㎡まで減額割合 50%)がある場合には、この土地を選択するかどうかで有利・不利がでますので、御相談下さい。

2. 贈与税





①贈与財産の価額から控除する金額

(基礎控除後の課税価格に対して)

※課税価格が110万円を超える場合は申告

基礎控除額 毎年110万円

が必要となる。

2税率 (2)

超過累進税率

①贈与財産の価額から控除する金額 特別控除額 2.500万円

※前年までに特別控除額を使用した場合に は、2,500万円から既に使用した額を控除した 残額が特別控除額となる。

②税率

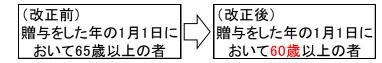
(特別控除額を超えた部分に対して)

ー律20%の税率

が改正点

(1) 相続時精算課税

①贈与者



②受贈者

(改正前)

・贈与を受けた年の1月1日 において20歳以上の者

> 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人

(改正後)

- ・贈与を受けた年の1月1日 において20歳以上の者
- ・贈与を受けた時において贈 与者の推定相続人及び孫

(水正络)

(2) 税率(暦年課税)

		_
基礎控除後の課税価格	(改正前) 税率	
~200万円以下	10%	
200万円超~300万円以下	15%	
300万円超~400万円以下	20%	
400万円超~600万円以下	30%	
600万円超~1,000万円以下	40%	
1,000万円超~1,500万円以下	50%	
1,500万円超~3,000万円以下		
3,000万円超~4,500万円以下	30%	
4,500万円超~		

(以止伐)	単糸导馬かり	
右記以外	20歳以上の者へ	
	の贈与	
一般税率	特例税率	
10%	10%	
15%	15%	
20%	13%	
30%	20%	
40%	30%	
45%	40%	
50%	45%	
E E 0/	50%	
33 %	55%	
	右記以外般税率 10% 15% 20% 30% 40% 45%	

古る苗屋から

最高税率は、50%から55%に引き上げられましたが、世代間の移転を促進するため、直 系尊属から20歳以上の者への贈与税率は、緩和されました。

相続・贈与について弊事務所内研修内容を紹介します。

1. 暦年課税による生前贈与

暦年課税方式(基礎控除額 110 万円・超過累進税率適用)による被相続人からの贈与で、相続開始前3年前以内のものの財産価額は、受贈者の相続税の課税価格に算入し、その贈与財産に係る贈与税額は、税額控除の対象となる。

(注)基礎控除額以下の贈与であっても、相続開始前3年以内のものは、相続税の課税価格に加算される。

2. 相続時精算課税による生前贈与

相続時精算課税(65歳以上の直系尊属から20歳以上の推定相続人に対する贈与について、特別控除額2,500万円を適用し、税率は一律20%)による被相続人からの贈与財産の価額は、贈与の時期に関わらず、すべて受贈者の相続税の課税価格に加算する。

そして、その贈与財産に対する贈与税相当額は、相続税額から控除し、控除しきれなかった贈与税相当額は、相続税の申告によって還付を受けることができる。

3. 遺産分割に際しての注意点

(1)遺産分割の対象

①金銭債権

相続人において分割協議を行い、<mark>取得者を確定</mark>させる必要がある(銀行実務においても、相 続税の預貯金の払戻し請求をする場合には、相続人全員が合意した書面が必要になる)。

②貸付金債権

貸付金の回収可能性に着目し、その金額の回収が不可能または著しく困難であると見込まれるときは、その元本を相続財産から除外し、課税しないことに取り扱われる。

なお、貸付金債権が課税される場合には、元本の価額に既経過利子の額を加算する。

③ゴルフ会員権

ゴルフクラブの会則等により相続が認められないものを除き、相続財産となり、遺産分割の対象となる。

なお、相続財産となるゴルフ会員権については、相続人の名義変更料は相続税の債務控除の対象とはならない。

④生命保険金

被相続人が保険料を負担していた生命保険契約に係る保険金は、受取人の相続税法上の<mark>見なし相続財産となり、遺産分割の対象とはならない。</mark>

ただし、受取人が被相続人とされているものは相続財産となり、遺産分割の対象となる。

⑤死亡退職金

被相続人が死亡退職したことにより相続開始後に支給される退職金は、受給者の固有財産となり、遺産分割の対象とはならない。

なお、相続開始後3年以内に支給が確定した死亡退職金は、相続税法上のみなし相続財産となり相続税の課税対象となるが、受取人が相続人の場合には、非課税控除(1人当たり500万円)が適用される。

(注)相続開始後3年を経過した後に支給額が確定した死亡退職金は、一時所得として受給者 に所得税・住民税が課税される。

(2) 遺言がある場合の処理

①家庭裁判所における検認

自筆証書の場合には、家庭裁判所において「<mark>検認</mark>」を要する。その遺言書が封印されている ときは、被相続人またはその代理人の立会の下に、家庭裁判所で開封しなければならない。

(注)検認の手続を怠った場合や封印のある遺言書を家庭裁判所以外の場所で開封したと きは、5万円以下の過料に処せられる。

②遺言と異なる遺産分割の可否

受贈者は相続開始後いつでも遺贈の放棄をすることができる。

⇒遺言の内容と異なる遺産分割は、遺贈の放棄があった後に、相続人の全員の合意の下に分割協議が成立したことになる。

4. 相続放棄の手続きと効果

(1) 相続放棄の手続

相続の放棄をするためには、相続の開始があったことを知った時から 3 ヵ月以内に、家庭裁判所に対して、書面(相続放棄申述書)をもって放棄の申述をしなければならない。

⇒家庭裁判所で放棄の申述が認められると、放棄者に対し「相続放棄申述受理証明書」が 交付される。

(2) 相続放棄の効果

相続の放棄をした場合には、その者はその相続に関しては、初めから相続人にならなかったものとみなされる、また、相続の放棄は、代襲相続の原因とはならない。

- (注) 相続の放棄をした者については、遺贈により財産を取得し、または取得したとみなされたため、相続税の納税義務が生じた場合においても、相続税法における次の規程は適用されない。
 - ①生命保険金の非課税
- ②死亡退職金の非課税

③債務控除

④相次相続控除